

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に

基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特定個人情報に係る個人番号の利用等）</p> <p>第二条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法第十九条第八号に規定する特定個人情報利用事務（以下「特定個人情報利用事務」という。）とする。</p> <p>2 知事又は教育委員会は、特定個人情報利用事務を処理するために必要な限度で、法第十九条第八号に規定する特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>3 前項の規定による利用特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。</p>	<p>（特定個人情報に係る個人番号の利用等）</p> <p>第二条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 知事又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。</p>

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。